平成２１年（フ）第１２３号
新潟県長岡市東坂之上町１丁目４番地３
債務者　有限会社島津レコード店
代表者代表取締役　島津　正男
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　七起
4　破産債権の届出期間　平成21年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月２日午前11時
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第５１９４号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
債務者　株式会社ホクタツ
代表者代表取締役　牧野　敏彦
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松　直樹
4　破産債権の届出期間　平成21年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３３０号
大阪市大正区鶴町２丁目15番30号
債務者　有限会社読売センター大正南
代表者代表取締役　土井　俊一
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　　徹
4　破産債権の届出期間　平成21年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２９６号
愛知県岡崎市舳越町字宮前39番地５
債務者　川端　康治
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜂須賀邦夫
4　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年11月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５００号
神奈川県平塚市北金目875番地の５
債務者　栗田　　稔
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７２号
福島県西白河郡中島村大字川原田字原山55番地　Ｃ―11
債務者　小磯　光雄
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　美一
4　破産債権の届出期間　平成21年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月28日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第９１号
岐阜県可児市松伏１丁目18番地１
債務者　津幡由喜子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　恵一
4　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第９８号
岐阜県可児市松伏１丁目18番地１
債務者　津幡　　領
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　恵一
4　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第９９号
名古屋市千種区萩岡町121番地の１　ロイヤルシャトー高峯東Ｓ―404号
債務者　打田　憲生
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　恵一
4　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第６０６号
大阪府阪南市尾崎町４丁目18番15―405号
債務者　太田真紀代
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新宅　正人
4　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５２１７号
大阪市東淀川区下新庄５丁目１番41号
債務者　北野ヒロ子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　直樹
4　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月13日午後３時
6　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２７６号
大阪府東大阪市小若江２丁目３番６号、前住所大阪府門真市舟田町45番７号
債務者　本山建設こと本山正治こと　崔　　正治
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細田　祥子
4　破産債権の届出期間　平成21年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午後３時
6　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２２８号
大阪府大東市大東町８番３号、前住所大阪府大東市谷川２丁目10番12号
債務者　河野　昭造
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　憲一
4　破産債権の届出期間　平成21年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４３号
大阪府富田林市寿町２丁目４番24号207、前住所大阪府富田林市寿町２丁目10番35―212号
債務者　金尾　一博
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　真弓
4　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
釧路市新富士町５丁目３番12号
債務者　木村　信也
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　簑島　弘幸
4　破産債権の届出期間　平成21年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月21日午後４時45分
6　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
釧路地方裁判所